

総行住第31号  
総行マ第42号  
総行外第3号  
令和8年3月19日

各都道府県住民基本台帳担当部長 殿  
各都道府県社会保障・税番号制度担当部長 殿  
各指定都市住民基本台帳担当局長 殿  
各指定都市社会保障・税番号制度担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長  
マイナンバー制度支援室長  
外国人住民基本台帳室長  
(公印省略)

氏名の振り仮名及び旧氏の振り仮名に係る質疑応答の追加について（通知）

氏名の振り仮名及び旧氏の振り仮名に係る質疑応答については、「氏名の振り仮名及び旧氏の振り仮名に係る質疑応答について（通知）」（令和7年3月25日付け総行住第47号・総行マ第30号・総行外第7号）を発出したところですが、この度、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）等を踏まえ、質疑応答を追加し、別添のとおりまとめることとしましたので、通知します。

貴職におかれては、内容を承知の上、振り仮名記載に係る円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県におかれては、域内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(別添)

## 氏名の振り仮名、旧氏の振り仮名に係る質疑応答

### 1 氏名の振り仮名関係

(問1) 住民票に氏名の振り仮名が記載された場合、住民票の写し、マイナンバーカード、署名用電子証明書に氏名の振り仮名を記載しないこと及び氏名の振り仮名を表示しないことはできるか。

(答) 住民票に氏名の振り仮名を記載している場合には、住民票の写し、マイナンバーカード、署名用電子証明書には、氏名とともに併記しなければならない、非表示とすることはできない。

なお、住民票に氏名の振り仮名が記載されている場合であっても、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)附則第1条第4号に掲げる施行日(令和8年5月26日。以下「第4号施行日」という。)まではマイナンバーカード及び署名用電子証明書には氏名の振り仮名は記載・記録されない。

また、第4号施行日時点で現に申請又は発行されているマイナンバーカード及び同日時点で有効な署名用電子証明書については、同日以降も氏名の振り仮名を記載・記録しなくてもよいこととされている(同法附則第3条第1項及び第5条第1項)。

(問2) 氏名の振り仮名の記載を省略した住民票記載事項証明書の交付の請求があった場合には、どのように取り扱うか。

(答) 住民票に記載された氏名の振り仮名は、氏名を補充して居住関係を公証する機能を有することから、必ず氏名と併記しなければならない、氏名の振り仮名の記載を省略することはできない。

(問3) 住民票に氏名の振り仮名が記載された場合、既にマイナンバーカードをお持ちの方からマイナンバーカードへの氏名の振り仮名の記載を求められた場合には、どのように対応するのか。

(答) 第4号施行日まではマイナンバーカードへの氏名の振り仮名の記載はできない。一方、第4号施行日以降、住民票に氏名の振り仮名が記載されており、マイナンバーカード所有者が振り仮名の記載を希望する場合は、本人の申出により、マイナンバーカード券面の追記欄及び内部記録事項並びに署名用電子証明書に氏名の振り仮名を記載・記録することができる。

(問4) 施行日(令和7年5月26日)から1年後(令和8年5月25日)までの戸籍への氏名の振り仮名の届出ができる期間(以下「届出期間」という。)において、戸籍の筆頭者から氏の振り仮名の届出がなされていない場合に、同一戸籍の者から、氏名の振り仮名が記載された住民票の写し等の交付の請求があった場合には、どのように対応するのか。

(答) 戸籍に氏名の振り仮名が記載されていない場合には住民票に氏名の振り仮名を記載

することはできないため、筆頭者に氏の振り仮名の届出を促すよう、案内することが適当である。なお、氏の振り仮名又は名の振り仮名のどちらか一方のみが戸籍に記載された場合は、住民票等においても同じ取扱いとするため、どちらか一方のみが記載された住民票の写し等を交付することとなる。

(問5) 届出期間に、住所地市町村において氏名の振り仮名の届出がされた場合において、戸籍への氏名の振り仮名の記載処理を待たず、氏名の振り仮名の届出の受理をもって、「戸籍の届出に基づく職権記載」として住民票に氏名の振り仮名を記載することはできるか。

(答) 戸籍担当課により氏名の振り仮名の届出が受理され、本籍地市町村において当該振り仮名が戸籍に記載される蓋然性が高く、住民票にも当該振り仮名が記載できると住民基本台帳担当課が判断する場合には、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく通知（以下「9条2項通知」という。）を待たずに住民票に氏名の振り仮名を記載することとしても差し支えない。

(問6) 届出期間が終了し、戸籍への氏名の振り仮名の市町村長記録が開始された後、9条2項通知により当該氏名の振り仮名が通知され、住民票に記載されるまでの間に、氏名の振り仮名が記載された住民票の写し等の交付の請求や第4号施行日以降にマイナンバーカードへの氏名の振り仮名の記載の申し出があった場合には、どのように対応するのか。

(答) 戸籍に氏名の振り仮名が記載されていない場合や、戸籍に氏名の振り仮名が記載されても住民票に氏名の振り仮名が記載されていない場合には、氏名の振り仮名が記載された住民票の写し等の交付やマイナンバーカードへの氏名の振り仮名の記載・記録をすることはできない。このため、住民票への氏名の振り仮名記載が完了する時期の用途を伝えた上で、後日再度来庁いただくよう案内する等の対応が考えられる。

なお、本籍地市町村における市町村長記録が完了していない場合であって、例えば近く海外渡航の予定があり、それまでにマイナンバーカードに氏名のローマ字表記を記載する必要があるなど住民票の写しやマイナンバーカードに氏名の振り仮名を早期に記載する必要があると認められる場合等には、本籍地市町村との個別の連絡・調整等により速やかに市町村長記録を進めることが考えられる。

(問7) 外国人住民における住民票の氏名の振り仮名の取扱いに変更はあるか。

(答) 外国人住民の住民票の氏名は在留カードや特別永住者証明書を基礎としており、それらには氏名の振り仮名が記載されていない。このように、外国人住民については氏名の振り仮名を公証する基礎がなく、また外国語の発音を正しく振り仮名表記することが困難な場合があるため、住民票の記載事項とはされていない。

なお、通称についても同様に、その振り仮名は住民票の記載事項とはされていない。

(問8) 住民基本台帳カードに振り仮名を記載するよう求められた場合には、どう取り扱うのか。

(答) 氏名の振り仮名は住民基本台帳カードの記載事項とされていないことから、振り仮名を記載することはできない。なお、住民基本台帳カード（有効期間は10年）については、マイナンバーカードの発行開始に伴い、平成27年12月28日に新規発行を停止しており、令和7年12月28日をもって有効な住民基本台帳カードは存在していない。

(問9) 既に死亡した者について、戸籍への氏名の振り仮名の市町村長記録がされ、当該氏名の振り仮名に係る9条2項通知があった場合、当該死亡した者に係る住民票の除票に当該氏名の振り仮名を記載する必要はあるか。

(答) 住民票の除票は、当該除票に係る住民票に記載していた事項を記載することとしていることから（法第15条の3第1項）、本人の死亡に伴い消除された住民票について、当該消除後に到達した9条2項通知に基づき当該本人に係る氏名の振り仮名を記載することは適当でない。

(問10) 届出期間が終了し、住民票に氏名の振り仮名を記載する前に、住所地市町村に対して婚姻届の提出がされた場合には、どのように対応するのか。

(答) 原則としては、戸籍への氏名の振り仮名の市町村長記録がされ、当該氏名の振り仮名に係る9条2項通知に基づいて住民票に記載した後に、婚姻届に基づく住民票の記載の修正を行うことが適当である。

ただし、婚姻届に基づく記載の修正がされた住民票の写しの交付を早期に求められた場合には、住民票における「便宜上保有しているふりがな」が、戸籍において市町村長記録がされる蓋然性が高いと判断できるときは、氏名の振り仮名に係る9条2項通知を待たずして、当該「便宜上保有しているふりがな」を氏名の振り仮名として職権で記載することは差し支えない。なお、住民票における「便宜上保有しているふりがな」の拗音・促音が大文字で記載されているときは、戸籍においては、当該「便宜上保有しているふりがな」を修正した上で市町村長記録がされることが見込まれることから、住民票においても、本籍地市町村との個別の連絡・調整等により当該「便宜上保有しているふりがな」を修正して職権で記載するなど、正確な記載となるよう留意されたい。その上で婚姻届に基づく住民票の記載の修正を行うこととする。

この場合において、婚姻届に基づく住民票の記載の修正後に氏名の振り仮名に係る9条2項通知が到達することとなるが、当該9条2項通知に係る処理は行わない。

(問11) 「戸籍事務に関する取扱い（令和7年地方分権改革に関する提案募集関係）について（通知）」（令和8年2月26日付け法務省民事局民事第一課長通知）により、「出生届の審査において、名の振り仮名が一般の読み方として認められるものであるかのみ疑義がある場合は、振り仮名未定として出生届を受理することができる」とされているところ、当該出生届に基づき作成される住民票における名の振り仮名については、どのように対応するのか。（「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」関係）

(答) 振り仮名未定として受理された出生届に基づき作成する住民票については、名の振り仮名を記載せずに作成することが適当である。この場合には、戸籍において当該出

生届に係る者の名の振り仮名が記載された後に、当該名の振り仮名を住民票に記載する。

(問12) 出生届の提出に至らない者又は就籍の届出に至らない者等戸籍に記載がない者(以下「無戸籍者」という。)に係る住民票における氏名の振り仮名については、どのように対応するのか。

(答) 無戸籍者に係る住民票については、当該者に係る戸籍の記載がされた後に、当該戸籍に記載された氏名の振り仮名を記載することが適当である。ただし、住所地市町村において特段の事情があると認められる場合には、当該住民票に職権で氏名の振り仮名を記載することとして差し支えない。この場合において、その後に戸籍に記載された氏名の振り仮名と一致しないときは、当該住民票に記載した氏名の振り仮名を修正する。

## 2 旧氏の振り仮名関係

### 【本則】

(問13) 旧氏の振り仮名とはどのようなものか。

(答) 旧氏の振り仮名については、「旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字であること」及び「戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているもの」という考え方に基づき、旧氏及び旧氏の振り仮名の記載を請求する者が当該旧氏に係る戸籍に属していた間において、当該戸籍に記載等がされていた氏の振り仮名を記載するものとしている。そのため、旧氏の振り仮名の記載に当たっては、請求書に添付された戸籍謄本等により、当該戸籍の氏の振り仮名の記載時点が請求者の除籍時点より前であることを確認することが適当である。

(問14) 旧氏及び旧氏の振り仮名の記載の請求の際に、請求者が当該旧氏に係る戸籍に属していた間において当該戸籍に氏の振り仮名が記載されている場合には、旧氏の振り仮名を証する戸籍謄本等として、除籍された戸籍謄本が必要となるのか。

(答) お見込みのとおり。したがって、氏に変更があったこと並びに旧氏及び旧氏の振り仮名を確認するため、請求に係る旧氏及び旧氏の振り仮名の記載がある戸籍又は除かれた戸籍から現在の戸籍に繋がるまでの関係する全ての戸籍謄本等が必要となる。

(問15) 旧氏及び旧氏の振り仮名の記載の請求の際に、戸籍謄抄本や除籍謄抄本等の提出に代えて庁内公用請求により戸籍の情報を確認しても差し支えないか。

(答) 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第406号)による住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)の改正により、旧氏及び旧氏の振り仮名の記載等の請求における戸籍謄本等の添付が原則不要とされ、原則として、庁内公用請求により戸籍の情報を確認することとされている。

(問16) 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第17号。以下「令和七年改正令」という。)の施行日(令和7年5月26日)後に、住民票に旧氏又は旧氏

の振り仮名のいずれか一方だけを記載することはできるか。

(答) 旧氏の請求に際しては、併せてその振り仮名も請求することとされているため、いずれか一方だけを記載することはできない。

(問17) 旧氏及び旧氏の振り仮名が記載されている一方で、未だ戸籍の氏名の振り仮名が記載されていない場合、住民票の写し等の交付の請求があった際には、氏名に併記されている旧氏にのみ振り仮名が記載された住民票の写し等を交付することになるのか。

(答) お見込みのとおり。

#### 【附則（経過措置）】

(問18) 施行（令和七年改正令の施行をいう。以下同じ。）の際現に旧氏の記載がされている住民票における旧氏の振り仮名として記載できる旧氏の振り仮名の基準はあるか。

(答) 市町村長が通知する旧氏の振り仮名については、旧氏記載請求書に記載された便宜上保有しているふりがな情報等を活用することを想定している。本人が請求する旧氏の振り仮名については、請求の際に提出する「旧氏の読み方として通用していることを証する書面」を確認し、本人が実生活上において現に使用しているふりがなを記載する。なお、旧氏の振り仮名に使用できる文字・記号の範囲は、戸籍に記載する氏の振り仮名に使用できる文字・記号の範囲と同様である。

(問19) 施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者について、施行後に当該旧氏に係る戸籍の筆頭者が届け出た氏の振り仮名と、その者が請求する旧氏の振り仮名が異なる場合に、当該旧氏の振り仮名の請求を受け付けて差し支えないか。

(答) 一般的には、同一戸籍であった者であれば従前から同じ氏のふりがなを使用していたと考えられるが、戸籍への氏名の振り仮名の届出については、必ずしも従前使用していたものに限定されないため、同一戸籍であった者の旧氏の振り仮名と異なることも考えられる。その場合においても、旧氏の振り仮名は、本人が過去に使用していた読み方を引き続き実生活上で使用できるようにするという制度趣旨から、「旧氏の読み方として通用していることを証する書面」により住民票で公証するに足る内容であることを確認した上で記載することとしているため、戸籍の筆頭者が届け出た氏の振り仮名と異なる場合であっても、疎明資料の提出など適切に手続きが行われたものについては、当該旧氏の振り仮名の請求を受け付けて差し支えない。

なお、除籍前の戸籍における氏の振り仮名が市町村長記録によるものであり、当該氏の振り仮名が本来のものと異なるとして、当該氏の振り仮名と異なる旧氏の振り仮名の請求があった場合においても、請求する旧氏の振り仮名に係る疎明資料が確認できる場合には、請求を受け付けて差し支えない。

(問20) 便宜上保有しているふりがな情報等が存在しない場合には、施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者への旧氏の振り仮名の通知はどのように対応するのか。

(答) 住所地市町村において便宜上保有しているふりがな情報等が存在しないなど、本人に通知すべき旧氏の振り仮名を把握していない場合には、関係地方公共団体の長その

他の者に対し、情報の提供を求めることが可能である。例えば、旧氏に係る戸籍を備える本籍地市町村長に対し、当該戸籍の筆頭者に通知した氏の振り仮名の情報の提供を求めるほか、本人に対し、疎明資料の提供を求めることなどが考えられる。

(問21) 施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者に対して、職権記載する予定の旧氏の振り仮名を通知する場合において、便宜上保有している旧氏のふりがなが、戸籍における氏名の振り仮名の審査基準に照らして認められない振り仮名であった場合、当該振り仮名を旧氏の振り仮名として通知することはできるのか。

(答) 令和七年改正令附則第5条に基づき、旧氏の振り仮名の通知を行う必要があるが、公序良俗に反する場合等、戸籍における氏名の振り仮名の審査基準に照らして記載が認められない振り仮名や、氏に用いられる文字からして明らかに誤りと思われる振り仮名については、以下のような確認により、市町村において職権記載しようとする旧氏の振り仮名を改めて判断することが適当である。

- ・当該旧氏の振り仮名に係る戸籍を有する本籍地市町村における対応を確認する
- ・本人に対し、聴聞を行う等により記載すべき旧氏の振り仮名を確認する 等

(問22) 施行の際現に旧氏の記載がされている住民票における旧氏の振り仮名の記載を請求する際に提出する「旧氏の読み方として通用していることを証する書面」及び施行後新たに旧氏及び旧氏の振り仮名の記載を請求する際に提出する「旧氏の振り仮名を過去に使用していたことを証する書面」とはどのようなものが該当するのか。

(答) 本人の請求権の確保の観点から、請求に係る旧氏の振り仮名が通用していること又は使用していたことが確認できる書面であれば幅広く認めることが望ましい。具体的には、本人の銀行口座の名義が記載された預金通帳等の写しや、旧姓欄の記載があるパスポート、旧氏に係る氏の振り仮名の記載がある戸籍謄本などが考えられる。

(問23) 「旧氏の読み方として通用していることを証する書面」及び「旧氏の振り仮名を過去に使用していたことを証する書面」の提出が不要となる「特別の事情」とは具体的にどのようなものが考えられるのか。

(答) 請求しようとする旧氏を称していた時期が相当程度過去であることにより、当該旧氏の振り仮名に係る疎明資料が現存しない場合など、疎明資料の提出が困難であることについて事由があると認められる場合などが考えられる。また、「旧氏の読み方として通用していることを証する書面」の提出が不要となる場合としては、市町村が通知した旧氏の振り仮名と同じ旧氏の振り仮名の記載を請求した場合も該当する。

(問24) 施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者であって当該旧氏に振り仮名が記載されていない者からの転入等の届出があった場合、旧氏の振り仮名の記載に関し、転入先市町村はどのように対応するのか。

(答) 旧氏の振り仮名に係る制度改正趣旨や職権記載に係る事務の平準化の観点等から、転入等の届出と同時に、当該者に対して旧氏の振り仮名の請求を行うよう勧奨することが適当である。その際、「旧氏の読み方として通用していることを証する書面」の

提出を求めることが原則であるが、当該請求者が職権記載予定の旧氏の振り仮名に関する通知を持参している場合など、転出元市町村が通知した旧氏の振り仮名と同じ旧氏の振り仮名の記載を請求したことが確認できる場合は疎明資料の提出は不要である。

なお、職権記載予定の旧氏の振り仮名に関する通知を持参していない場合においても、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報で転出元市町村が便宜上保有していたふりがな情報等を確認する方法や、必要に応じて、転出元市町村が当該請求者に通知した旧氏の振り仮名を確認する方法等により、転出元市町村が通知した旧氏の振り仮名と同じ旧氏の振り仮名の記載を請求したと判断できる場合には、疎明資料の提出を不要とすることも考えられる。

(問25) 職権記載された旧氏の振り仮名は、一度に限り、変更の請求をすることができる  
とされているが、市町村においては、その旧氏の振り仮名が職権記載されたものかど  
うかをどのようにして確認するのか。また、変更の請求があった際に、過去に当該請  
求を行っていないことをどのようにして確認するのか。

(答) 施行の際現に旧氏の記載がされている者に係る住民票に初めて旧氏の振り仮名が記  
載された年月日が令和8年5月26日以降となっている場合は、当該旧氏の振り仮名  
が職権記載されたものと推定して差し支えない。また、その記載時期については、住  
民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の異動履歴を利用して確認すること  
が適当である。変更の請求があった際も、同様に、住民基本台帳ネットワークシステ  
ムの本人確認情報の異動履歴において、旧氏の振り仮名の変更がされていないことを  
確認することが適当である。

(問26) 旧氏及び旧氏の振り仮名の変更の請求の際に、請求者が変更しようとする旧氏に  
係る戸籍に属していた間において当該戸籍に氏の振り仮名が記載されていなかった場  
合（請求者の除籍後に氏の振り仮名の記載がされた場合を含む。）には、どのように  
旧氏の振り仮名を記載するのか。

(答) 過去に使用していた旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を旧氏の振り仮名と  
して記載することとし、原則として当該旧氏に用いられる文字の読み方を過去に使用  
していたことを証する書面の提出を求める必要がある。

(問27) 旧氏の振り仮名の職権記載の時期はどのように考えるべきか。

(答) 住民票やマイナンバーカードへの氏名の振り仮名及び旧氏の振り仮名の記載の有無  
を揃える観点から、住民票への旧氏の振り仮名の職権記載については、当該住民票へ  
の氏名の振り仮名の職権記載に合わせて行うことが適当である。

なお、住民票の写しやマイナンバーカードに旧氏の振り仮名を早期に記載する必要  
があると認められる場合等においては、旧氏の振り仮名に併せて氏名の振り仮名につ  
いても問6に示す方法により、本籍地市町村との個別の連絡・調整等により早期に行  
うことが望ましい。

(問28) 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第406号）による住

民基本台帳法施行令の改正により、旧氏及び旧氏の振り仮名の記載等の請求における戸籍謄本等の添付が原則不要とされたが、「旧氏の読み方として通用していることを証する書面」及び「旧氏の振り仮名を過去に使用していたことを証する書面」を省略することは可能か。

(答) 住所地市町村において旧氏の振り仮名として住民票に記載すべき読み方を確認する必要があることから、「旧氏の読み方として通用していることを証する書面」及び「旧氏の振り仮名を過去に使用していたことを証する書面」については、従前のおり、請求書への添付が必要である。

#### 【その他】

(問29) 旧氏の振り仮名の記載に関する請求書の様式如何。

(答) 法定の様式はなく、市区町村が作成した任意の様式でも差し支えないが、別紙のおり、「旧氏併記に係る質疑応答の追加について」（令和元年9月11日総行住第86号）で示した「旧氏の記載、変更及び削除に関する請求書」の様式例を改正したので、参考とされたい。

※ 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第406号）による住民基本台帳法施行令の改正を踏まえ、「氏名の振り仮名及び旧氏の振り仮名に係る質疑応答について（通知）」（令和7年3月25日付け総行住第47号・総行マ第30号・総行外第7号）で示した様式例を再度改正。

法務省民一第397号  
令和8年2月26日

法務局民事行政部長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第一課長  
( 公 印 省 略 )

戸籍事務に関する取扱い（令和7年地方分権改革に関する提案募集関係）について（通知）

今般、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）において、戸籍事務に関して、下記の事項について市区町村に周知することとされました。つきましては、下記の事項について、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

記

- 1 戸籍証明書等の公用請求における広域交付の活用について（管理番号220関係）

市区町村における円滑な事務の執行に資するため、第13次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号））により、市区町村の機関が同一の市区町村の長に対し、戸籍証明書等を公用請求する場合にも、広域交付が可能とされている。

- 2 名の振り仮名に疑義がある場合の出生届の取扱いについて（管理番号322関係）

出生届の審査において、名の振り仮名が一般の読み方として認められるものであるかのみ疑義がある場合は、振り仮名未定として出生届を受理することができる。

総行住第47号  
総行マ第30号  
総行外第7号  
令和7年3月25日

各都道府県住民基本台帳担当部長 殿  
各都道府県社会保障・税番号制度担当部長 殿  
各指定都市住民基本台帳担当局長 殿  
各指定都市社会保障・税番号制度担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長  
マイナンバー制度支援室長  
外国人住民基本台帳室長  
(公印省略)

氏名の振り仮名及び旧氏の振り仮名に係る質疑応答について（通知）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による戸籍法（昭和22年法律第224号）及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の改正により、戸籍、戸籍の附票及び住民票の記載事項に新たに「氏名の振り仮名」が追加されるとともに、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第17号）により、住民票の記載事項に新たに「旧氏の振り仮名」が追加されることに伴い、「住民基本台帳事務処理要領の一部改正について」（令和7年3月25日付け総行住第46号通知）を発出したところですが、職務上の参考とするため、氏名の振り仮名及び旧氏の振り仮名に係る質疑応答について、別添のとおり作成しましたので、通知します。

貴職におかれては、内容を承知の上、振り仮名記載に係る円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県におかれては、域内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(別添)

## 氏名の振り仮名、旧氏の振り仮名に係る質疑応答

### 1 氏名の振り仮名関係

(問1) 住民票に氏名の振り仮名が記載された場合、住民票の写し、マイナンバーカード、署名用電子証明書に氏名の振り仮名を記載しないこと及び氏名の振り仮名を表示しないことはできるか。

(答) 住民票に氏名の振り仮名を記載している場合には、住民票の写し、マイナンバーカード、署名用電子証明書には、氏名とともに併記しなければならない、非表示とすることはできない。

なお、住民票に氏名の振り仮名が記載されている場合であっても、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)附則第1条第4号に掲げる施行日(令和8年6月8日までの政令で定める日。以下「第4号施行日」という。)まではマイナンバーカード及び署名用電子証明書には氏名の振り仮名は記載・記録されない。

また、第4号施行日時点で現に申請又は発行されているマイナンバーカード及び同日時点で有効な署名用電子証明書については、同日以降も氏名の振り仮名を記載・記録しなくてもよいこととされている(同法附則第3条第1項及び第5条第1項)。

(問2) 氏名の振り仮名の記載を省略した住民票記載事項証明書の交付の請求があった場合には、どのように取り扱うか。

(答) 住民票に記載された氏名の振り仮名は、氏名を補充して居住関係を公証する機能を有することから、必ず氏名と併記しなければならない、氏名の振り仮名の記載を省略することはできない。

(問3) 住民票に氏名の振り仮名が記載された場合、既にマイナンバーカードをお持ちの方からマイナンバーカードへの氏名の振り仮名の記載を求められた場合には、どのように対応するのか。

(答) 第4号施行日まではマイナンバーカードへの氏名の振り仮名の記載はできない。一方、第4号施行日以降、住民票に氏名の振り仮名が記載されており、マイナンバーカード所有者が振り仮名の記載を希望する場合は、本人の申出により、マイナンバーカード券面の追記欄及び内部記録事項並びに署名用電子証明書に氏名の振り仮名を記載・記録することができる。

(問4) 施行日(令和7年5月26日)から1年後(令和8年5月25日)までの戸籍への氏名の振り仮名の届出ができる期間(以下「届出期間」という。)において、戸籍の筆頭者から氏の振り仮名の届出がなされていない場合に、同一戸籍の者から、氏名の振り仮名が記載された住民票の写し等の交付の請求があった場合には、どのように対応するのか。

(答) 戸籍に氏名の振り仮名が記載されていない場合には住民票に氏名の振り仮名を記載

することはできないため、筆頭者に氏の振り仮名の届出を促すよう、案内することが適当である。なお、氏の振り仮名又は名の振り仮名のどちらか一方のみが戸籍に記載された場合は、住民票等においても同じ取扱いとするため、どちらか一方のみが記載された住民票の写し等を交付することとなる。

(問5) 届出期間に、住所地市町村において氏名の振り仮名の届出がされた場合において、戸籍への氏名の振り仮名の記載処理を待たず、氏名の振り仮名の届出の受理をもって、「戸籍の届出に基づく職権記載」として住民票に氏名の振り仮名を記載することはできるか。

(答) 戸籍担当課により氏名の振り仮名の届出が受理され、本籍地市町村において当該振り仮名が戸籍に記載される蓋然性が高く、住民票にも当該振り仮名が記載できると住民基本台帳担当課が判断する場合には、住民基本台帳法第9条第2項に基づく通知(以下「9条2項通知」という。)を待たずに住民票に氏名の振り仮名を記載することとしても差し支えない。

(問6) 届出期間が終了し、戸籍への氏名の振り仮名の市町村長記録が開始された後、9条2項通知により当該氏名の振り仮名が通知され、住民票に記載されるまでの間に、氏名の振り仮名が記載された住民票の写し等の交付の請求や第4号施行日以降にマイナンバーカードへの氏名の振り仮名の記載の申し出があった場合には、どのように対応するのか。

(答) 戸籍に氏名の振り仮名が記載されていない場合や、戸籍に氏名の振り仮名が記載されても住民票に氏名の振り仮名が記載されていない場合には、氏名の振り仮名が記載された住民票の写し等の交付やマイナンバーカードへの氏名の振り仮名の記載・記録をすることはできない。このため、住民票への氏名の振り仮名記載が完了する時期の目途を伝えた上で、後日再度来庁いただくよう案内する等の対応が考えられる。

なお、本籍地市町村における市町村長記録が完了していない場合であって、例えば近く海外渡航の予定があり、それまでにマイナンバーカードに氏名のローマ字表記を記載する必要があるなど住民票の写しやマイナンバーカードに氏名の振り仮名を早期に記載する必要があると認められる場合等には、本籍地市町村との個別の連絡・調整等により速やかに市町村長記録を進めることが考えられる。

(問7) 外国人住民における住民票の氏名の振り仮名の取扱いに変更はあるか。

(答) 外国人住民の住民票の氏名は在留カードや特別永住者証明書を基礎としており、それらには氏名の振り仮名が記載されていない。このように、外国人住民については氏名の振り仮名を公証する基礎がなく、また外国語の発音を正しく振り仮名表記することが困難な場合があるため、住民票の記載事項とはされていない。

なお、通称についても同様に、その振り仮名は住民票の記載事項とはされていない。

(問8) 住民基本台帳カードに振り仮名を記載するよう求められた場合には、どう取り扱うのか。

(答) 氏名の振り仮名は住民基本台帳カードの記載事項とされていないことから、振り仮名を記載することはできない。なお、住民基本台帳カード（有効期間は10年）については、マイナンバーカードの発行開始に伴い、平成27年12月28日に新規発行を停止しており、令和7年12月28日以降は有効な住民基本台帳カードが存在しなくなる。

## 2 旧氏の振り仮名関係

### 【本則】

(問9) 旧氏の振り仮名とはどのようなものか。

(答) 旧氏の振り仮名については、「旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字であること」及び「戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているもの」という考え方に基づき、旧氏及び旧氏の振り仮名の記載を請求する者が当該旧氏に係る戸籍に属していた間において、当該戸籍に記載等がされていた氏の振り仮名を記載するものとしている。そのため、旧氏の振り仮名の記載に当たっては、請求書に添付された戸籍謄本等により、当該戸籍の氏の振り仮名の記載時点が請求者の除籍時点より前であることを確認することが適当である。

(問10) 旧氏及び旧氏の振り仮名の記載の請求の際に、請求者が当該旧氏に係る戸籍に属していた間において当該戸籍に氏の振り仮名が記載されている場合には、旧氏の振り仮名を証する戸籍謄本等として、除籍された戸籍謄本が必要となるのか。

(答) お見込みのとおり。したがって、氏に変更があったこと並びに旧氏及び旧氏の振り仮名を確認するため、請求に係る旧氏及び旧氏の振り仮名の記載がある戸籍又は除かれた戸籍から現在の戸籍に繋がるまでの関係する全ての戸籍謄本等が必要となる。

(問11) 旧氏及び旧氏の振り仮名の記載の請求の際に、戸籍謄抄本や除籍謄抄本等の提出に代えて庁内公用請求により戸籍の情報を確認しても差し支えないか。

(答) 住民基本台帳法施行令第30条の14の規定により、旧氏及び旧氏の振り仮名の記載の請求に際しては、戸籍謄本等を添付することとされているので、現時点では、庁内公用請求による確認により、戸籍謄本等の添付を省略することはできない。なお、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）を踏まえ、庁内公用請求による確認により、戸籍謄本等の添付の省略が可能となるよう令和7年中に政令改正を行う予定としている。

(問12) 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第17号。以下「令和七年改正令」という。）の施行日（令和7年5月26日）後に、住民票に旧氏又は旧氏の振り仮名のいずれか一方だけを記載することはできるか。

(答) 旧氏の請求に際しては、併せてその振り仮名も請求することとされているため、いずれか一方だけを記載することはできない。

(問13) 旧氏及び旧氏の振り仮名が記載されている一方で、未だ戸籍の氏名の振り仮名が記載されていない場合、住民票の写し等の交付の請求があった際には、氏名に併記さ

れている旧氏にのみ振り仮名が記載された住民票の写し等を交付することになるのか。  
(答) お見込みのとおり。

【附則（経過措置）】

(問14) 施行（令和七年改正令の施行をいう。以下同じ。）の際現に旧氏の記載がされている住民票における旧氏の振り仮名として記載できる旧氏の振り仮名の基準はあるか。

(答) 市町村長が通知する旧氏の振り仮名については、旧氏記載請求書に記載された便宜上保有しているふりがな情報等を活用することを想定している。本人が請求する旧氏の振り仮名については、請求の際に提出する「旧氏の読み方として通用していることを証する書面」を確認し、本人が実生活上において現に使用しているふりがなを記載する。なお、旧氏の振り仮名に使用できる文字・記号の範囲は、戸籍に記載する氏の振り仮名に使用できる文字・記号の範囲と同様である。

(問15) 施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者について、施行後に当該旧氏に係る戸籍の筆頭者が届け出た氏の振り仮名と、その者が請求する旧氏の振り仮名が異なる場合に、当該旧氏の振り仮名の請求を受け付けて差し支えないか。

(答) 一般的には、同一戸籍であった者であれば従前から同じ氏のふりがなを使用していたと考えられるが、戸籍への氏名の振り仮名の届出については、必ずしも従前使用していたものに限定されないため、同一戸籍であった者の旧氏の振り仮名と異なることも考えられる。その場合においても、旧氏の振り仮名は、本人が過去に使用していた読み方を引き続き実生活上で使用できるようにするという制度趣旨から、「旧氏の読み方として通用していることを証する書面」により住民票で公証するに足る内容であることを確認した上で記載することとしているため、戸籍の筆頭者が届け出た氏の振り仮名と異なる場合であっても、疎明資料の提出など適切に手続きが行われたものについては、当該旧氏の振り仮名の請求を受け付けて差し支えない。

なお、除籍前の戸籍における氏の振り仮名が市町村長記録によるものであり、当該氏の振り仮名が本来のものと異なるとして、当該氏の振り仮名と異なる旧氏の振り仮名の請求があった場合においても、請求する旧氏の振り仮名に係る疎明資料が確認できる場合には、請求を受け付けて差し支えない。

(問16) 便宜上保有しているふりがな情報等が存在しない場合には、施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者への旧氏の振り仮名の通知はどのように対応するのか。

(答) 住所地市町村において便宜上保有しているふりがな情報等が存在しないなど、本人に通知すべき旧氏の振り仮名を把握していない場合には、関係地方公共団体の長その他の者に対し、情報の提供を求めることが可能である。例えば、旧氏に係る戸籍を備える本籍地市町村長に対し、当該戸籍の筆頭者に通知した氏の振り仮名の情報の提供を求めるほか、本人に対し、疎明資料の提供を求めることなどが考えられる。

(問17) 施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者に対して、職権記載する予定の旧氏の振り仮名を通知する場合において、便宜上保有している旧氏のふりがなが、戸

籍における氏名の振り仮名の審査基準に照らして認められない振り仮名であった場合、当該振り仮名を旧氏の振り仮名として通知することはできるのか。

(答) 令和七年改正令附則第5条に基づき、旧氏の振り仮名の通知を行う必要があるが、公序良俗に反する場合等、戸籍における氏名の振り仮名の審査基準に照らして記載が認められない振り仮名や、氏に用いられる文字からして明らかに誤りと思われる振り仮名については、以下のような確認により、市町村において職権記載しようとする旧氏の振り仮名を改めて判断することが適当である。

- ・当該旧氏の振り仮名に係る戸籍を有する本籍地市町村における対応を確認する
- ・本人に対し、聴聞を行う等により記載すべき旧氏の振り仮名を確認する 等

(問18) 施行の際現に旧氏の記載がされている住民票における旧氏の振り仮名の記載を請求する際に提出する「旧氏の読み方として通用していることを証する書面」及び施行後新たに旧氏及び旧氏の振り仮名の記載を請求する際に提出する「旧氏の振り仮名を過去に使用していたことを証する書面」とはどのようなものが該当するのか。

(答) 本人の請求権の確保の観点から、請求に係る旧氏の振り仮名が通用していること又は使用していたことが確認できる書面であれば幅広く認めることが望ましい。具体的には、本人の銀行口座の名義が記載された預金通帳等の写しや、旧姓欄の記載があるパスポート、旧氏に係る氏の振り仮名の記載がある戸籍謄本などが考えられる。

(問19) 「旧氏の読み方として通用していることを証する書面」及び「旧氏の振り仮名を過去に使用していたことを証する書面」の提出が不要となる「特別の事情」とは具体的にどのようなものが考えられるのか。

(答) 請求しようとする旧氏を称していた時期が相当程度過去であることにより、当該旧氏の振り仮名に係る疎明資料が現存しない場合など、疎明資料の提出が困難であることについて事由があると認められる場合などが考えられる。また、「旧氏の読み方として通用していることを証する書面」の提出が不要となる場合としては、市町村が通知した旧氏の振り仮名と同じ旧氏の振り仮名の記載を請求した場合も該当する。

(問20) 施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者であって当該旧氏に振り仮名が記載されていない者からの転入等の届出があった場合、旧氏の振り仮名の記載に関し、転入先市町村はどのように対応するのか。

(答) 旧氏の振り仮名に係る制度改正趣旨や職権記載に係る事務の平準化の観点等から、転入等の届出と同時に、当該者に対して旧氏の振り仮名の請求を行うよう勧奨することが適当である。その際、「旧氏の読み方として通用していることを証する書面」の提出を求めることが原則であるが、当該請求者が職権記載予定の旧氏の振り仮名に関する通知を持参している場合など、転出元市町村が通知した旧氏の振り仮名と同じ旧氏の振り仮名の記載を請求したことが確認できる場合は疎明資料の提出は不要である。

なお、職権記載予定の旧氏の振り仮名に関する通知を持参していない場合においても、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報で転出元市町村が便宜上保有していたふりがな情報等を確認する方法や、必要に応じて、転出元市町村が当該請求

者に通知した旧氏の振り仮名を確認する方法等により、転出元市町村が通知した旧氏の振り仮名と同じ旧氏の振り仮名の記載を請求したと判断できる場合には、疎明資料の提出を不要とすることも考えられる。

(問21) 職権記載された旧氏の振り仮名は、一度に限り、変更の請求をすることができるかとされているが、市町村においては、その旧氏の振り仮名が職権記載されたものかどうかをどのようにして確認するのか。また、変更の請求があった際に、過去に当該請求を行っていないことをどのようにして確認するのか。

(答) 施行の際現に旧氏の記載がされている者に係る住民票に初めて旧氏の振り仮名が記載された年月日が令和8年5月26日以降となっている場合は、当該旧氏の振り仮名が職権記載されたものと推定して差し支えない。また、その記載時期については、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の異動履歴を利用して確認することが適当である。変更の請求があった際も、同様に、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の異動履歴において、旧氏の振り仮名の変更がされていないことを確認することが適当である。

(問22) 旧氏及び旧氏の振り仮名の変更の請求の際に、請求者が変更しようとする旧氏に係る戸籍に属していた間において当該戸籍に氏の振り仮名が記載されていなかった場合（請求者の除籍後に氏の振り仮名の記載がされた場合を含む。）には、どのように旧氏の振り仮名を記載するのか。

(答) 過去に使用していた旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を旧氏の振り仮名として記載することとし、原則として当該旧氏に用いられる文字の読み方を過去に使用していたことを証する書面の提出を求める必要がある。

#### 【その他】

(問23) 旧氏の振り仮名の記載に関する請求書の様式如何。

(答) 法定の様式はなく、市区町村が作成した任意の様式でも差し支えないが、別紙のとおり、「旧氏併記に係る質疑応答の追加について」（令和元年9月11日総行住第86号）で示した「旧氏の記載、変更及び削除に関する請求書」の様式例を改正したので、参考とされたい。